

労働安全衛生法に基づくSDS交付(義務)対象物質

労働安全衛生法に基づく特別規則に規制する化学物質(一部を除く。)のほか、日本産業衛生学会、米国労働衛生専門家会議(ACGIH)が許容濃度等を勧告する化学物質(一部を除く。)を対象として、譲渡提供時の危険有害性情報の伝達を義務付けている。(第57条の2)

【日本産業衛生学会の勧告】

・化学物質の許容濃度

1日8時間、週40時間程度のばく露で、平均ばく露濃度がこの数値以下であれば、ほとんど全ての労働者に健康上悪い影響が見られない判断される濃度

・発がん性分類

第1群:ヒトに対して発がん性があると判断できる物質

第2群:ヒトに対しておそらく発がん性があると判断できる物質

第2群A:疫学研究からの証拠が限定的だが、動物実験からの証拠が十分

第2群B:疫学研究からの証拠が限定的であり、動物実験からの証拠が十分でない

【ACGIHの勧告】

・化学物質のTLV(許容濃度)

時間加重平均(TLV-TWA):1日8時間、週40時間の時間加重平均濃度として表され、大多数の労働者はその条件で連日ばく露されても健康に影響がないと考えられる

短時間ばく露限度(TLV-STEL):15分間について超えてはならない15分間の時間加重平均濃度

上限値(TLV-C):瞬間的にでもこえてはならないピーク濃度

・発がん性分類

A1:ヒトに対する発がん性が確認された物質

A2:ヒトに対する発がん性が疑わしい物質(主としてヒトについての証拠は限られるが、動物実験の証拠が十分)

A3:動物実験では発がん性が確認されたが、ヒトの発がんとの関連が未知

A4:ヒトに対して発がんの可能性が懸念されるが、データ不足のため結論付けられない

A5:ヒトに対する発がん性の疑いのない物質